



司法の限界？——一部に停止命令、一方で工事進行

「外 環道工事、一部差し止め 調布事故巡り東京地裁決定」— 3月1日付各紙は、東京外環道トンネル工事の差し止めを求めた仮処分申請で、東京地裁が一部の申し立てを認めたことを大きく報じた。国に関わる工事での差し止めは「画期的」といわれたが、当事者になるとそう簡単な状況ではない。

▼このままだと命に…

「有効な対策が取られないまま気泡シールド工法で本件工事が再開されれば(略)居住場所に地盤の緩みを生じさせ、地表面に陥没を生じさせたり、地中に空洞を生じさせたりする具体的なおそれがあると言わざるを得ない」「陥没や空洞が生じれば、家屋の倒壊等を招き、その生命、身体等に対する具体的な危険を生じるおそれがありその被害は債権者丸山の日常生活を根底から覆すものであると言える」

「再発防止策が未だに示されていないことなどを考慮すれば(略)工事には差し止めを認めるのを相当とする違法性が認められるというべき」

「債権者丸山については、(略)被保全権利(人格権に基づく妨害予防請求権としての差止請求権)及び保全の必要性のいずれも疎明がある」

現役記者時代、膨大な判決理由から「要旨」を作る「要旨切り」の仕事を何度もしたが、自分の名前を抽出する作業など思ってもみなかった。だが、裁判所は、債権者13人中、陥没現場に最も近い私1人を根拠に、シールドマシン(掘削機)の停止を命じた。

▼「良かったね」といわれても

2月28日、東京地裁(目代真理裁判長)のマシン停止の仮処分命令は、東京外環道全線約16キロのうち、南側の東名立坑発進の約9キロのシールドマシン2機だけが対象だった。申請から2年半、再三の催促にも結局「再発防止策」を出さなかった事業者側に、業を煮やした裁判所が「陥没がある以上、全部却下は無理」と出した決定だ。

訴えが認められた唯一の請求人として、急遽記者会見に呼び出された。「おめでとう」「良かったね」と言う遠方の友人の電話やメールに「違うよ。個人としてはかえって大変」と説明するのに今も追われている。

確かに事業者側は、南側の掘進を止めたが、北から7キロは停止を命じられていないため、事業者は大泉や中央ジャンクションで工事を再開。陥没現場近くでも、地上の住宅解体・更地化・地盤強化工事は継続

の構えだからだ。私たちは全面停止を求めて東京高裁に抗告した。

だが、事業者は「安全だ」と交渉の対象外とし、裁判所は「危険で、命に関わる」と言った私には、誰も何も言ってはこない。

事業者側は私を転居させ、再発防止策を出せば、大手を振って、異議申し立てし、決定取り消しを求めるだろうが、今はそれもしない。仲間は「あなた一人で止めてるんだよ。身体を大事にしてね」と半ば冗談、半ば本音で激励してくれる。

▼司法への敬意は？

「シールドマシン」といえば、言うまでもなく「大深度地下掘削工事」の象徴だ。それが「危険だ。動かすな」と言われたのだから、取りあえず全部の工事を止めて、計画全体を再検討するのが筋。敬意を欠いている。

だが事業者としては、リニア新幹線建設の事実上の実験で、建設プラント海外輸出の「目玉」でもあるこの工事にキズは付けたくない。工事さえしていれば、カネは出る。マシンは止めても工事は続く。要するに、今は問題は頬被りして他のできるところを進めるしかない。

「違憲」の法律が「杜撰」な承認・認可を生み、「杜撰」な計画決定を生み、「杜撰」な工事・作業が陥没・空洞、地盤の緩みを引き起こした。「司法」は無責任な政治行政に無力なのか？

事業者は新たに北行トンネル直上の10戸に買い取りか一時移転を、と申し入れた。動かし始めた大泉発進のマシンは、3月末、地中の遮蔽壁にぶつかって壊れ、故障した。上から掘って修理するのに半年はかかる、という。(ジャーナリスト 丸山重威)

次号予告

「法と民主主義」2022年6月号(Na.569)

【特集】私たちの憲法運動(仮題)

日本国憲法は今年、施行75年を迎えます。保守・反動勢力による「改憲」の動きがますます活発化していますが、これに抗する市民運動も各地で積極的に進められています。次号の特集では、地域での地道な活動を続ける30の団体から寄稿をいただき、誌面を通じて、相互の学び合いと交流を進めたいと企画の準備をしています。

●針生誠吉基金●

本誌は、故針生誠吉先生からの多額のご寄付によって、発行を支援していただいております。